

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

長崎県建設工事共通仕様書の改定について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長崎県では、「長崎県建設工事共通仕様書」について、平成 23 年 4 月から別添一覧表のとおり改定されておりますのでお知らせ申し上げます。（長崎県土木部ホームページ：「建設工事関係」→「長崎県仕様書関係」に掲載済み）

特に、今回の改定では、「1-1-13 下請け契約及び下請代金内訳書」の項目が追加されております。

これは、建設業法（下記参照）に基づき、元請下請関係のより一層の適正化を図るべく、下請け契約の請負代金額が 250 万円以上の下請けの場合、当該契約に係る契約書の写しに下請代金内訳書を添付して、速やかに監督職員に提出が求められるということでもありますのでご留意願います。（平成 23 年 4 月

1 日以降入札執行通知又は公告する工事から適用）

追って、ご不明の点がございましたら、長崎県土木部建設企画課技術基準班までお問い合わせ願いますことと、下請代金内訳書の様式は、長崎県土木部ホームページの「長崎県建設工事共通仕様書」の様式集に掲載されておりますことを申し添えます。

☆建設業法 19 条【建設工事の請負契約の内容】

- ①建設工事の請負契約当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

☆建設業法 19 条の 3【不当に低い請負代金の禁止】

注文者は、自己の取引上の地位を不当に使用して、その注文した建設工事を施工するため通常認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

☆建設業法 20 条【建設工事の見積等】

- ①建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして建設工事の見積を行うよう努めなければならない。